

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 9 月から 63 年 7 月まで叔父が経営する店に勤務しており、叔父夫婦に私の国民年金保険料を納付してもらっていた。

ねんきん特別便を見たところ、保険料が未納になっている期間があるが、叔父夫婦に毎月の給料から国民年金保険料相当額を天引きの上、納付してもらっていたと思っていたので、未納があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を叔父夫婦が集金人に納めてくれていたと主張しているところ、申立期間当時、叔父夫婦の居住地区には、国民年金検認員が配置されていたことが確認できる上、叔父夫婦のオンライン記録を見ると、昭和 48 年 4 月から満 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる。

申立期間②について、5 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の保険料は納付済みであるほか、申立人の給料から国民年金保険料相当額を控除の上、国民年金検認員に保険料と一緒に納めていたとする叔父夫婦は、申立期間の前後を含めて保険料を納付済みであることを踏まえると、申立人の保険料についても一緒に現年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月 31 日に払い出され、51 年 10 月 20 日に遡って被保険者資格を取得

していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人及び申立人の叔父夫婦から、過年度納付することが可能であった 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の納付方法についての具体的な供述が得られない。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の叔父夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月

私は、現在も国民年金に加入しており国民年金保険料を全期間について納めてきたところ、自宅に届いたねんきん定期便によって1か月の未納があることを初めて知った。

申立期間当時、私の父が母、姉及び私の国民年金保険料を一緒に納めていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立人の父親が母親及び姉の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の母親及び姉のオンライン記録を見ると、国民年金加入期間の保険料については全て納付されていることが確認できる上、その姉の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和 43 年 5 月となっていることが国民年金手帳記号番号払出簿において確認できることから、姉の保険料については 20 歳に到達した月の 43 年*月まで遡って過年度納付されたことが推認されることなど、申立人の保険料を納付したとする父親は、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 6 月 23 日に払い出され、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 50 年 3 月 26 日に遡って資格を取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であったことを踏まえると納付意識の高い申立人の父親が、申立期間の保険料を過年度納付したもの

とみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A職員共済組合員として掛金をAにより給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA職員共済組合における資格取得日に係る記録を平成10年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10年12月から12年9月までは14万2,000円、同年10月から13年3月までは15万円とすることが必要である。

なお、Aは、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から13年4月1日まで
私は、Bに、平成10年10月1日から14年3月末まで勤務していた。
平成10年10月及び同年11月は臨時職員として、同年12月以降は正職員として勤めており、C共済年金掛金が同年12月以降退職時まで控除されているにもかかわらず、A職員共済組合の加入期間が13年4月1日から14年4月1日までとなっている。
平成10年12月1日から13年4月1日までをA職員共済組合の加入期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bから提出された人事異動辞令により、申立人がBに平成10年10月1日に傭員（臨時職員）として採用され、14年3月29日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、Bは、「申立人に係る平成10年12月1日からの正職員としての採用辞令の有無は不明であるが、申立人は間違いなく同日から正職員（A職員共済組合員）として勤務していた。」と回答している。

さらに、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に係る同共済組合の掛金をBにより給与から控除されていたことが認めら

れる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書で確認できる掛金控除額から、平成10年12月から12年9月までは14万2,000円、同年10月から13年3月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金のAによる納付義務の履行については、Aは、申立人の資格取得に係る届出を同共済組合に対し誤って提出し、申立期間に係る掛金についても納付していないことを認めていることから、同共済組合は、申立人に係る平成10年12月から13年3月までの掛金について納入の告知を行っておらず、Aは、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 22 年 10 月 1 日から 24 年 6 月 1 日までの期間について船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を 22 年 10 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1,600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 24 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 22 年 10 月 1 日に A 社に入社してから、25 年 11 月 29 日に退職するまで、同社が所有する B (船舶名) に乗船していたにもかかわらず、船員保険の資格取得日が 24 年 6 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る社会保険庁 (当時) のオンライン記録では、申立人の船員保険被保険者の資格取得日については昭和 24 年 6 月 1 日、資格喪失日については 25 年 11 月 30 日とされている。

しかしながら、申立人は、「昭和 22 年 9 月末頃に A 社の採用面接を受け、会社から、10 月 1 日から B に乗船してほしいと言われ、同年 10 月 1 日に C 港から B に乗船した。」と供述しているところ、申立人と同じ B に乗船していた同僚は、「私は、昭和 22 年の春頃に B に乗船していたが、申立人は、同じ年のまだ暖かい秋口に乗船してきた。」と供述していることから、申立人は申立期間において、同社所有の B に乗船勤務していたと認められる。

一方、昭和 24 年 6 月 1 日に更新されたと考えられる同社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人の標準報酬等級変更年月日欄には「24. 6. 1」、資格喪失年月日欄には「25. 11. 30」との記載がなされているのみで、

資格取得年月日欄には何らの記載も無く、資格取得日が確認できない状況となっている。

また、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、船舶所有者がA社と記載されている欄には、職務、標準報酬月額・等級及び変更年月日のみが記載されており、当該変更年月日は、「22.12.1」、「23.12.1」及び「24.6.1」の記載が確認できるものの、資格取得日及び喪失日については全く記載されていない。

当該被保険者台帳の記載内容について、日本年金機構D事務センターは、「申立人の被保険者台帳により、昭和22年12月1日から24年6月1日までの加入記録は判明したが、22年12月1日は船員保険法の改正に伴う標準報酬月額等級区分の改定日であることから、当該台帳は同日で更新されたものであり、更新前の被保険者台帳が確認できないため、申立人の資格取得日は不明である。」旨回答していることを踏まえると、申立人は、昭和22年12月1日時点において、既に船員保険の被保険者であったと認められる。

さらに、申立人は、前記のとおり「昭和22年10月1日にA社所有のBにC港から乗船した。」と主張しているところ、昭和22年12月1日に更新された同社の船員保険被保険者名簿を見ると、被保険者記号番号が*番から*番までの被保険者29人については、備考欄に船員保険法の改正に伴い標準報酬月額等級区分の改定が実施された日と考えられる「22.12.1」との日付の記載が確認できるものの、資格取得日の記載は無く、当該被保険者番号が*番の申立人についても同様に被保険者資格の取得年月日が確認できない状況となっている。

加えて、当該被保険者29人のうち、オンライン記録が確認できる17人について船員保険の資格記録を見ると、17人全員が昭和22年12月1日より前に資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和22年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者名簿の昭和22年12月の記録から、1,600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を23万4,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日
② 平成18年12月25日

ねんきん定期便の「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」欄を見たところ、平成18年7月上旬期及び同年12月下旬の標準賞与額の記載が無かった。私が保管している賞与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。なお、私は、昭和56年3月から平成19年3月までA社に継続して勤務しており、この間、厚生年金保険に加入していた。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年7月10日に支給された賞与に係る標準賞与額を23万4,000円、同年12月25日に支給された賞与に係る標準賞与額を22万2,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月30日から同年4月1日まで

私は、C社に入社した平成元年4月1日から3年3月31日までA社に出向し、同年4月1日付けでC社D工場へ異動し、同社において継続して勤務している。平成元年の入社時から現在に至るまで私の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事異動発令簿及び事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含む前後の期間においてA社B工場及びC社D工場に継続して勤務し（A社B工場からC社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の人事異動発令簿において、申立人がA社に平成元年4月1日から出向を命じられ、3年4月1日付けでC社に異動発令され、同日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社B工場の資格喪失日を同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における平成3年2月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間の保険料を納付していないと思われるとしており、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年3月30日であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日と記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの期間が未加入であることが分かった。

私は、20 歳になった時、自分で国民年金の加入手続を行った。家は農家であったので、農閑期である冬場は半年ごとに A 職として B 県内で働いていた。農繁期には農業に従事するため C に帰り、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付してきた覚えがあるので、厚生年金保険の加入期間と厚生年金保険の加入期間との間に国民年金の未加入期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る市町村国民年金被保険者台帳及びオンライン記録を見ると、申立人の主張どおり、申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日に国民年金被保険者の資格を取得し、48 年 4 月まで 6 か月ごとに資格の取得及び喪失を繰り返していることが確認できる。

しかしながら、申立人は昭和 48 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失し、その後 62 年 5 月 1 日に資格を再取得しており、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得記録が確認できないことから、申立期間は、国民年金未加入期間であるため国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、自ら国民年金の加入手続を行うとともに保険料を納付してきたことから、厚生年金保険と国民年金の切替手続を忘れるはずがないと主張しているが、申立人の特殊台帳を見ると、厚生年金保険加入期間

において、複数回にわたって国民年金保険料の誤納により、後日還付処理されていることが確認できることから、厚生年金保険と国民年金の切替手続が必ずしも適切になされていたとは言い難い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月頃から 45 年 4 月頃まで

私は、知人の紹介により昭和 44 年 8 月頃から A 社に勤務するようになった。集団就職で B 県に来たが、申立期間当時は一人で生活していたので、両親から健康保険等の加入についてはきちんと行うよう厳しく言われていた。そのため、入社の際には、健康保険、厚生年金保険、失業保険制度が完備されていることを必ず確認したはずである。また、私は、正社員として入社し、二交代制で勤務していた。

勤務していた会社は、規模も大きく、福利厚生もしっかりしていたと思うので、申立期間に係る年金記録が無いことに納得できない。調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働者名簿から、申立人が昭和 44 年 8 月 5 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、「当社が保管する厚生年金保険記録台帳には申立人に係る資格取得等の記載は無く、当社は申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。」旨回答している。

また、前述の労働者名簿において申立人が記載されたページ及び当該ページの前 2 ページ、後ろ 1 ページに記載された 108 人の厚生年金保険加入記録を見ると、申立人を含む 23 人に同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、健保記号番号順索引簿を見ると、申立期間当時は、113 人が同社において被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同僚の一人は、「申立期間当時の従業員数は、本社及び C 工場を合わ

せて 150 人ほどであった。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続きを行っていなかった状況がうかがえる。

さらに、複数の同僚は、「試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と供述しているほか、当時の事務担当者は既に死亡しているため取扱状況を確認できなかったが、後任の事務担当者は、「試用期間については、一律ではなく区々であった。試用期間が 1 年以上の人もいた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。